

帰農開拓事業

この史料は、緊急開拓事業に関する文書です。

昭和21年(1946)11月、国は復興政策の一つとして、緊急開拓実施要領を決定しました。目的は、大規模な開墾・干拓と土地改良を実施し、食糧作物の増産、食糧自給の確立と、戦時中に離職した工員・軍人や海外からの引揚者などの帰農を促進させようとしたものです。史料にあるように、目標は、全国で開墾面積155万町歩、帰農戸数100万戸を5年間で達成し、10年後の増産目標を主要食糧作物1402万石(米石換算)とするものでした。本県では、開拓予定地2万町歩、帰農戸数1万3330戸、数年後の食糧生産目標を10万石(米石換算)として事業を実施しました。

（参考資料）『群馬縣史』通史編
8 734~739頁

第一方針

終戦後、食糧事情が復興に伴う新農村建設ノ要請。即ち志シ
大規模ナル開墾ヲ實施シ以テ食糧ノ自給化ヲ圖ハト共ニ耕職セし
工員・軍人其ノ他ノ者、帰農ヲ促進セムトス。

第二開拓要領

一開墾面積

開墾面積ハ全國ヲ一五五万町歩(内地ハ五万町歩北海道セラ万
町歩)本縣ハ二万町歩トシ概キ五年ヲ以テ完成シムトス。

二事業主体

(1) 概キ五〇町歩未滿ノ小園地開墾ハ地主長官ニ於テ適當ト
認ム。園地(市町村農業会)個人
(2) 概キ五〇町歩以上ノ集団地開墾ト道府縣農地開發會司
地方農業会其他更カアル園地個人

三開拓農計画

群馬縣

(1) 帰農ノ鼓
帰農戸數ハ全國ニ於テ一〇〇戸内地ハ五戸北海道三〇戸
本縣ニ於テハ一三・三三戸ヲ目標トシテ五ヶ年間ニ入植セシ
ムモノトス

四帰農方法

健実ナル目作農ヲ創設スル目標ノ下ニ全國ニ於テ其園地入
植數五五万戸小園地入植戸數四五万戸本縣ニ於テハ其不
同地入植戸數約三三三戸小園地入植戸數ハ一二〇戸ナシ
(1) 一戸当経営面積

(1) 集團地入植ニ付テハ一町歩乃至二町五戸歩ヲ平宜ニ小園
地入植ニ付テハ、実情ニ即シ適宜定ムモノトス

第三実行措置

一本事業、重宝性ト工具相周詳スル所多方面ナリト鑑ミ中央
及各都道府縣ニ開拓委員会ノ設置ニ各都ニ支部ヲ置キ
開拓ニ關スル事務事項ニ付調查審議並ニ支部指導ニ當ラシム